

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（ 06-6208-9418 ）
処分課（担当）名	都市整備局市街地整備部区画整理課（事業調整）（ 06-6208-9412 ）
処分の名称	個人施行者の処分の取消し等の命令
概要	市長は、個人施行者が施行する土地区画整理事業の事業又は会計が、土地区画整理法（これに基づく命令を含む。）若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合には、事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認める場合には、違反を是正するため必要な限度で、施行者がした処分の取消し、変更若しくは停止又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第124条第1項
処分基準	市長は、違反が認められる個人施行者に対して、必要な措置を命じる公益上の必要性と、その措置によって生じる社会的損失等を比較衡量して、違反を是正するため必要な限度において、次のいずれの命令を行うか判断します。 1 個人施行者のした処分の取消し、変更又は停止の命令 2 個人施行者のした工事の中止又は変更の命令 3 その他必要な措置の命令
ホームページ	
備考	個人施行者が、市長の検査を妨げたとき又は市長の命令に違反したときは、土地区画整理法第143条第4号及び第5号の規定により、20万円以下の過料に処せられる。